神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

siによってあらわされる譲歩条件構文再考

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川口, 正通, Kawaguchi, Masamichi メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1531

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

si によってあらわされる譲歩条件構文再考[1]

川口　正通

1．はじめに

本研究では、現代スペイン語において一般的に条件をあらわすとされる接続詞 si によって導かれる構文について扱う。まず、以下の例を見てみたい。

(1) Si no cumplen lo que han dicho, en las próximas elecciones votaremos a otro partido.
（もし彼らが言ったことを守らなければ、次の選挙では別の政党に入れよう）
（Montolío 1999: 3665）

(2) Buby: [...] y después... ¡Ah, después, si ellos se sienten defraudados, no es fácil que protesten!
（ブービー:それにだな…やつらがそのうち期待外れだったと気づいても、たやすく文句は言えないときている！）[2]
（Mihura, Miguel. ‘Tres sombreros de copa’, *Teatro español 1952-1953*, Madrid: Aguilar, 1954）

(3) Pues debe de haber oído mal. Yo no tengo ese libro. Y si lo tuviera, no lo vendería.
（じゃあ、ちがうことをきいたんでしょう。ぼくは、そんな本はもっていない。それに、仮にもっていたとしても、誰にも売りませんよ）
（Ruiz Zafón, Carlos *La sombra del viento*）

1　本稿は、2012年 3 月に大阪大学に提出した博士論文の第 7 章、および2012年 7 月27日にユニティで開催された対照研究セミナーでおこなった口頭発表に加筆・修正をしたものです。ご指導いただいた先生方、セミナー参加者の皆様に心からお礼を申し上げます。当然ながら、本稿における誤りなどはすべて筆者の責に帰するものです。

2　日本語訳は「三つの山高帽子」『現代スペイン演劇選集』（佐竹謙一訳）水声社、1994。

3　日本語訳は『風の影』（木村裕美訳）集英社、2006。

上記(1)はいわゆる順接条件であるのに対し、(2)と(3)は譲歩条件の意味に解釈される例である。このような用例について、筆者は川口（2007）において、si 構文がどのような要因によって譲歩条件解釈を受けるのか、および現代スペイン語において譲歩をあらわす最も一般的な形式と考えられる aunque 構文と si 譲歩条件構文との相違について考察を試みた。本研究ではさらに、順接条件をあらわす si 条件構文との関係を考慮しながら si 構文全体における si 譲歩条件構文の位置付けを見た後、aunque 譲歩構文が使用可能な文脈においてなぜ si 譲歩条件構文が使用されるのかという点についてさらに考察を深め、最後に日本語の譲歩形式であるテモ構文との対照をおこなう。

２．先行研究・問題の所在

2. 1. 川口（2007）の概要

本研究の出発点として、2.1では川口（2007）の内容を概観する。上記の通り、川口（2007）では、si 構文がどのような要因によって譲歩条件解釈を受けるのか、および aunque 譲歩構文と si 譲歩条件構文との差異について扱った。

第一に指摘したのは、si 構文の譲歩条件解釈には、接続詞 si の条件並列機能が関係しているという点である。以下の例で確認してみたい。

(4) Si sufres, si necesitas algo, me lo dirás en seguida; prométemelo.
（苦しかったり、何か必要なものがあったりしたら、すぐに私に言うんだ。約束してくれ）（Concha Espina, *La niña de Luzmela*）

(5) Hace años que no mido las acciones de la gente, me da lo mismo si están justificadas en buenas intenciones o si no lo están.
（何年も前から、人の行動を推測することはしません。たとえ善意に支えられたものであっても、そうでなくても、私には同じなんです）
（http://www.corpusdelespanol.org/）

(6) Cuando perdemos el interés por los demás no nos importa si sufre, si llora, si ganamos dinero a costa de su dolor.
（他人に対する興味を失うと、人が苦しんだり、泣いたり、その人に痛みを与えることで自分たちが金を手に入れたりしても、気にならない）
（http://www.diariolacosta.com/edic_dig/ediciones/edicion26-04-2006.pdf#search = %22%20%22si%20llora%2C%20si%22%22seis%20maneras%22%22）

上記(4)、(5)、(6)の例では、いずれにおいても接続詞siによって1つの帰結に対する複数の条件が提示されている。例えば(4)であれば「(君が) すぐに私に言う」という帰結に対して「(君が) 苦しい (直訳は「君が苦しむ)」、「(君に) 何か必要なものがある」という2つの条件が提示されている。また、これは言い換えればsiによって提示されたどの条件からも、帰結であらわされた事態が導かれるということになる。このことは、(5)であれば後件にあらわれたda lo mismo (同じである、関係ない) という言語形式によって、(6)であればno nos importa (気にならない、どうでもよい) によって確認できよう。また、興味深いことに、これらに類する言語形式は、siが単独で使用されたsi譲歩条件構文にも見られることがある。例えば以下のような例である (下線は筆者)。

(7) Si llueve igual se hace el concierto de todas maneras, no hay cambio.
(雨が降っても、いずれにせよコンサートはおこなわれる。変更はない)
(http: //www. cooperativa. cl/p4_noticias/antialone. html? page = http: //www. cooperativa.cl/p4_noticias/site/artic/20051122/pags/20051122154822.html)

(8) A estas alturas, ya da igual si alguien piensa así.
(今となれば、誰かがそのように考えても、もはや関係ない)
(Semana, 11-18/02/1997, Colombia, CREA, 1997)

上記(7)ではde todas maneras (いずれにせよ)、(8)ではda igual (関係ない、同じである) があらわれている。これらの言語形式は、上記(5)、(6)に見られたものと同様、帰結節であらわされた内容が、複数の条件のいずれからも導かれることをあらわしていると判断できよう。このように、siによってあらわされる文が譲歩解釈を受ける場合、複数のsi節が並列されている場合も、si節が単独で使用されている場合も、提示された、または想定されたすべての条件下において後件の事態が成立することが示されていることがわかる。川口 (2007) では、si譲歩条件構文が有するこのような性質を「後件の確定性」と名付けた。この「確定性[4]」という概念については、以下の用例で確認できよう。

(9) *Si llueve, parece que se hace el concierto de todas maneras.
(雨が降っても、いずれにせよコンサートはおこなわれるようだ)

4　「確定性」とは話者の認識においてのものであり、帰結であらわされた内容の生起が現実に確定しているとは限らない。

(9)の例は、(7)に parece que~（～ようだ）を付加したもので、話者の判断が確定していないことをあらわすため、si 譲歩条件構文とは相いれないものと考えられる。

川口（2007）において第二に指摘した点は、aunque 譲歩構文と si 譲歩条件構文との相違である。前者では一般常識あるいは先行文脈から得られる因果関係「*p* ならば *q* である」が何らかの要因によって成立しない例外的な状況が示されるのに対し、後者、si 譲歩条件構文が発話される際には、一般常識や先行文脈から得られる因果関係には関わりなく、si が持つ条件並列の機能によって、話者が想定するいかなる状況においても帰結の事態が成立すること（＝後件の確定性）があらわされているという点において異なることを示した。表にすると以下のようになる。

aunque 譲歩構文	因果関係「*p* ならば *q* である」が何らかの要因によって成立しない例外的な状況が示される
si 譲歩条件構文	一般常識や先行文脈から得られる因果関係には関わりなく、si が持つ条件並列の機能によって、話者が想定するいかなる状況においても帰結の事態が成立すること（＝後件の確定性）があらわされる

川口（2007）の概要は以上であるが、問題点として si 譲歩条件構文と si 条件構文および si 構文一般との関係が考慮されていないことが挙げられる。つまり、si によって導かれる構文における si 譲歩条件構文の位置付けを明らかにする必要があるということである。また、aunque 譲歩構文と si 譲歩条件構文との差異については川口（2007）ですでに触れたが、この点についても、さらに具体的な発話意図の観点から考察を深めることが可能であるように思われる。

2. 2.　日本語のテモ構文との関係

2.1で扱った、si 譲歩条件構文と aunque 譲歩構文との差異に加え、対照言語学的観点からしばしば問題になるテーマとして、日本語のテモ構文との関係がある。筆者自身に関しても、川口（2007）の論考を発表するきっかけとなったのは si 構文を和訳する際、テモ構文を用いなければ意味の通らなことがあるという事実であるし、スペイン語に限らず、英語の if 構文（田中 1998、田中 2005、藤井 2002）やフランス語の si 構文（古石 2005）についても同様の現象が指摘されている。英語やフランス語に関する論考で明らかにされた内容は、スペイン語にもおおむね適用可能であることから、2.2.ではこれらの中から特に藤井（2002）と田中（2005）の議論を軸に問題点を指摘した後、その問題点に対する

解決策を探りたいと思う。

2. 2. 1. 藤井（2002）と田中（2005）

藤井（2002）では、日本語のテモ構文と英語の even if 構文が必ずしも対応するわけではないという事実から出発し、大きく 2 つの点が主張されている。第 1 の主張は、日英語において譲歩性の文法化の程度（藤井の用語では「逆説性」）が異なるということであり、第 2 の主張は、譲歩性という概念そのものについて、日英両言語において微妙な差異が存在するということである。藤井は、まず第 1 点について、以下の例を挙げている。

(10) If somebody throws you a ball, you don't have to catch it.

（藤井 2002: 263）

藤井によると、(10)の例の解釈をインフォーマントに尋ねたところ、"Even if somebody throws you a ball" や "Somebody might throw you a ball, but you don't have to catch it" が自然な解釈であるという返答が得られたという。インフォーマントが even if および but を使用してパラフレーズしていることから、英語母語話者が if によって導かれた(10)の文から譲歩性（逆説性）を汲み取っていることが確認できる。

さらに、上記の例を日本語に翻訳する場合、以下(11a)のようにテモ構文を使うのが適切であり、いわゆる順接条件の形式を用いた(11b)は不適切である。

(11a) 誰かにボールを投げられても、それを受け取る必要はない。
(11b) # 誰かにボールを投げられたら、それを受け取る必要はない。

（藤井 2002: 263）

以上のことから藤井は、「英語において逆説性と非条件性が語用論上の含意によってのみ解釈される発話状況においても、日本語では、これらの概念・含意が形式に投影されることが多く、この点においてより文法化されている（藤井 2002: 265）」と結論づけている。川口（2007）で扱った si 譲歩条件構文も(10)のタイプに相当するもので、これらをスペイン語で表現するならば、以下のように si と aunque のいずれも可能である。

(12a) Si alguien te lanza una pelota, no tienes que cogerla.
(12b) Aunque alguien te lance una pelota, no tienes que cogerla.

以上の考察から、譲歩性を言語形式に投影するか否かという点において日英西3言語において差異が見られることが明らかになったと思われる。すなわち、日本語は譲歩性を形式に投影する傾向があるのに対し、英語とスペイン語においては必ずしも投影する必要はないということになる。ここで生じる疑問点として、なぜ even if や aunque での置き換えが可能であるにも関わらず、si を用いることがあるのかという点がある。すでに述べた通り、川口（2007）では si 譲歩条件構文と aunque 譲歩構文を対比し、両者の差異について考察したが、本研究ではこの問題を再度扱い、より詳細に分析したいと思う。同時に、(10)のような文を日本語に翻訳する際、テモ構文を使用することが本当に適切なのかという点についても議論の余地があると考えられる。

次に、藤井（2002）の第2の主張、すなわち日英語において譲歩性という概念そのものに微妙な差異が存在するという点について見てみたい。藤井が挙げたのは以下のような例である。日本語の用例である(13a)ではテモ構文が使用されているのに対し、その英語訳[5]である(13b)では if 構文が使用されている。

(13a) ここで待っていてもバスは来ませんよ。あちらでお待ちにならないと。

(13b) If you wait here, the bus won't pick you up. But if you wait at that other bus stop over there, it will.

（この状況においては、# Even if you wait here, the bus won't pick you up.）

（藤井 2002: 266）

ここで注目すべき点は、上記(10)は even if でのパラフレーズが可能であったのに対し、上記(13b)ではそれが不可能である点である。日本語においては、このような状況においてテモ構文を使用するのは自然であるが、これは日本語非母語話者にはなかなか理解されないという。この理由は、(10)のような文では主節と従属節の間に存在する直接的な因果関係が否定されているのに対し、(13)で否定されているのは「話し手が、聞き手の行為から察する期待（藤井 2002: 267）」であるためであるという。そして、「このような関係を逆条件づけするに足りる関係であると捉えるかどうかは、ある言語でそれをどう文法化しているかということに強く影響を受けており、決して普遍的な『逆（接）条件の関係』『譲歩の関係』の概念とは言えない（Ibíd.）」と結論づけている。すなわち、(13)のような状況において、日本語のように譲歩構文を用いて表現する言語と、そ

5　直訳すると英語では意味が通じないため、少し意味が変更されているが、議論に影響はない。

うでない言語が存在するという指摘である。

このような藤井の研究を受けて、田中（2005）が興味深い調査をおこなっている。それは(13b)の用例において、仮に if を even if に置き換えたとすると、元の文と比べてどのような差が出るかを英語母語話者に尋ねる[6]というものである。そして、ある回答者からの以下のコメントが紹介されている。

> “In (13b) the speaker is suggesting the possibility that the hearer will be waiting for the bus in that place. If you replace the “if” with “even if” the speaker is implying that the hearer is grossly mistaken in thinking that the bus will stop there just because he is standing there. In other words, the first statement with the conditional is more polite because the speaker accepts the fact that he is making an assumption about why the hearer is standing there”
>
> （田中 2005: 31、下線は筆者、用例の番号も本稿のものに変更）

上記引用の下線部からわかる通り、このインフォーマントは(13b)の if を even if に置き換えると、聞き手はそこに立っているだけでバスが来ると思っていると、ひどい間違いをおかしていることを含意することになり、そのように相手の誤解を暗示することによってポライトネスの度合いが下がると指摘している。それに対し、日本語では相手の状態を察した上で（つまり、この状況であれば「相手はバスを待っているのだ」と推察した上で）話を進めようとするため、譲歩のテモ形式が使用されるという議論である。この点について田中は、「筆者の調査だけでも、英語以外にフランス語、トルコ語、中国語、韓国語なども英語と同じ使用である。いわば日本語が特異な性質を持っていると考えてもよいことになる。このようなことがあるであろうか（田中 2005: 31）」と疑問を投げかけているが、それ以上の議論は行っていないため、本研究ではこの問題についても扱ってみたい。ちなみに、スペイン語で上記(13b)を表現するならば、やはり条件の si が使用されるのが自然である。

(14a) Si espera aquí, usted no podrá tomar el autobús.
(14b) #Aunque espere aquí, usted no podrá tomar el autobús.

ちなみにこの例についてスペイン語ネイティブ話者に尋ねたところ、aunque を使用した(14b)も不可能ではないが、「相手を小馬鹿にしているように聞こえる」

6　言語学のメーリングリストである、Linguist List で質問したとされている。

との回答があった。これは上記英語母語話者のコメントと類似するものであるため、この種の用例についてはスペイン語においても英語と同じ現象が見られるものと判断できよう。

以上をまとめると、本稿で扱う問題は以下の 3 点である。

ⅰ．si 条件構文というカテゴリーにおける si 譲歩条件構文の位置づけ
ⅱ．なぜ aunque 譲歩構文が使用可能な文脈で si 譲歩条件構文を用いるのか
ⅲ．(13b)のタイプについて：日本語だけが特殊なのか

では、次節では 1 つめの問題、すなわち si 条件構文における si 譲歩条件構文の位置づけについて扱う。

３．si 条件構文における si 譲歩条件構文の位置づけ

3. 1.　si 条件構文の意味

si 譲歩条件構文の位置づけを考察する前段階として、3.1では si 条件構文のスキーマ的意味を規定しておきたい。なぜならば、本研究では si 譲歩条件構文は si 条件構文という上位概念に包含されるもの、すなわち si 条件構文の下位類であると考えるためである。したがって、si 条件構文のスキーマ的意味の規定においては、順接条件構文のみならず、譲歩条件構文の意味をもカバーすることのできる規定をおこなう必要がある。ここでは、代表的な説を紹介した上で、本研究の立場を明らかにしたい。

第一に、伝統的な立場として原因・理由構文との関係から、条件構文の前件は後件に対する原因をあらわすもの、換言すれば、条件構文の前件と後件は因果関係にあるとする説があり（Galán Rodríguez 1999ほか）、この考え方を顕著にあらわすものとして、しばしば使用されるのが以下の表である。

	Hypothetical	Factual
Harmony	Conditional	Causal
Dissonance	Concessive-conditional	Concessive

(König and Siemund 2000: 342)

上記の表では、従属節と主節の関係に「調和（harmony）」が見られるものとして条件文と原因文が挙げられており、両者の相違は仮定的（hypothetical）か事実的（factual）かであるとされている。確かに、このような視点には自然言語における複文のカテゴリーを「調和性」、「事実性」という 2 つの軸を用いて統一

的に捉えることが可能であるという利点があり、条件文として次節3.2で扱うsi条件構文のプロトタイプ、すなわち順接条件構文のみを考慮するならば、おおむね機能するように思われる。しかしながら、本研究で扱っている譲歩条件構文を考慮に入れた上で条件構文のスキーマ的意味を規定しようとするならば、条件構文を原因・理由構文と同列に扱うことには無理があると言わざるをえないであろう。

次に、因果関係をあらわすとする説に類似するものとして、以下のように条件構文では前件と後件の依存関係があらわされるとする研究も存在する。これについてはスペイン語のRAE（1973）のみならず、日本語の条件構文についても益岡（1993）が同様の指摘をしている。

> “Con estas oraciones hacemos depender el cumplimiento de lo enunciado en la principal de la realización de la subordinada”
> （これらの文［条件文］によって、我々は主節で述べられた内容の実行を従属節の実現に依存させる）　（RAE 1973: 554）

> 「後件（主節）で表される事態の成立が前件（条件節）で表される事態の成立に依存し、かつ、前件が非現実の事態を表すものを条件表現と規定しておきたい」　（益岡 1993: 2）

RAEも益岡もこの点についてあまり詳細な議論はおこなっていないが、前件の事態の成立に依存して後件の事態が成立するということであると考えられるので、やはり順接条件構文のみを考慮した規定であると思われる[7]。

最後に、条件構文の前件を後件に対する十分条件であるとする立場を見てみたい。この説はVan der Auwera（1986）によって提唱されたもので、以下のように説明されている。

> “Here I propose a Sufficiency Hypothesis saying that a propositional content if p, then q means that p is a sufficient condition for q”.
> （Van der Auwera 1986: 200）

十分条件とは「その条件が満たされれば問題の事態が必ず成立すること、つま

7　実際に、益岡隆志氏との個人談話において、「依存関係」という記述はタラ、ナラといった日本語の順接条件形式を考慮したものであろうとのコメントをいただいた。

りある事態が成立するためにそれだけで『十分な』条件（野内 2003: 47）」ということである。このように、条件構文のスキーマ的意味を十分条件関係とする考え方の利点として、上記のような因果関係や依存関係と言った具体的な意味関係を想定しないことが挙げられる。すなわち、いわゆる順接条件構文のみならず、本研究で扱っている譲歩条件構文もカバーすることが可能となる[8]。さらに、川口（2007）において si によってあらわされる譲歩条件構文では、想定される複数の条件下において同じ帰結が生じることをあらわすと述べたが、これも si 条件構文の前件が後件に対する十分条件をあらわすと仮定して初めて可能となる。以上の内容を、以下の例を用いて確認してみたい。

(15) Si hace buen tiempo mañana, iremos a la playa.
（もし明日天気が良ければ、私たちは海へ行くでしょう）

(15)ような、いわゆる順接条件構文のみを考察対象とするのであれば、「私たちが海へ行く」という帰結に対する原因が「天気が良いこと」であると解釈することも可能であるため、すでに挙げた因果関係による説明方法でも差支えないように思われる。依存関係による説明も同様である。しかしながら、この場合には「明日天気が良くなければ海へは行かないだろう」という解釈が生まれ、「明日天気が良い」は「私たちが海へ行く」という帰結に対する唯一の条件（必要十分条件）となるため、複数の条件がある 1 つの帰結につながるという譲歩条件構文を考慮した際には支障が出ることになる。以上のことから本研究では、si 条件構文のスキーマ的意味としては、前件が後件に対する十分条件をあらわすとするのが妥当であると考える。

3. 2. si 条件構文のプロトタイプの特徴

3.2ではまず、si 条件構文のプロトタイプの特徴について扱う。すでに述べた通り、si 条件構文は通常、いわゆる順接条件をあらわすことから、順接条件をあらわすものが si 条件構文のプロトタイプと考えたいと思う。具体的には、以下の 3 種が考えられる。

8　このような条件構文の意味を十分条件とする考え方は，最新のスペイン語規範文法である *Nueva gramática de la lengua española* においても、部分的に採用されている（RAE y Asociación de academias de la lengua española（2009: 3565））。

(16) Si nieva el próximo fin de semana, iremos a esquiar.
（次の週末に雪が降ったら、私たちはスキーに行くだろう）
（Montolío 1999: 3728）

(17) Si nevara el próximo fin de semana, iríamos a esquiar.
（次の週末に雪が降るなら、私たちはスキーに行くのだが）
（Ibíd.）

(18) Si hubiera nevado el pasado fin de semana, habríamos ido / hubiéramos ido a esquiar.
（前の週末に雪が降っていたら、私たちはスキーに行ったのだが）
（Ibíd.）

これらの例では、前件であらわされた内容の実現可能性には差が見られるものの、いずれも前件であらわされた内容と後件であらわされた内容との順接条件関係が表現されている。ここで、3.1で述べた「前件が後件に対する十分条件をあらわす」という、si 条件構文のスキーマ的意味との関係を明らかにしておく必要がある。順接条件関係とは話し手と聞き手の間で理解された、または話し手が持つ一般的知識や社会通念と一致する関係であると考えられる。このように考えると、前件が後件の十分条件となる si 条件構文の中で、前件と後件の関係が一般的知識や社会通念と一致するものがプロトタイプであると判断できよう。

以上、本節では si 条件構文のプロトタイプの特徴について扱い、si 条件構文の中で、前件と後件の関係が一般的知識や社会通念と一致する関係である場合がプロトタイプであることを指摘した。3.3では、以上の議論を踏まえた上で、si 条件構文のカテゴリーにおける si 譲歩条件構文の位置づけについて扱う。

3. 3. si 譲歩条件構文の位置づけ

3.3では、si 条件構文のカテゴリー内における si 譲歩条件構文の位置づけについて扱う。具体的には、3.2で挙げた si 条件構文のプロトタイプの特徴を si 譲歩条件構文が有するか否かを確認していきたい。まず、si 譲歩条件構文の具体例を以下に挙げる。

(19) Me encanta verte todas las mañanas y saludarte para que me hagas caso a mí. […] Si no me haces caso, seguiré intentando, […]
（あなたが私のことを気にかけてくれるように、毎朝あなたに会い、挨拶するのが大好きです。[...] 私のことを無視しても、続けるでしょう)
（http://www.geocities.com/vampoetgrrll/pizarpoemas.htm）

(20) ¿Y qué os voy a decir? Hay cosas que no se pueden decir porque no hay palabras para decirlas; y si las hubiera, nadie entendería su significado.
（あなた方、あたしに何を言えっていうの？　人には言えないことがあるものよ、だって、それを言うための言葉がないんですもの。もしあったとしても、何を言っているのか、誰にも意味がわからないことよ）[9]
（García Lorca, F. *Doña Rosita la soltera, o el lenguaje de las flores*）

これらの例について、前節3.2で挙げた si 条件構文のプロトタイプの特徴が見られるか否か、すなわち前件と後件の関係が一般常識や社会通念と一致しているか否かを確認してみよう。まず(19)についてであるが、話者は「無視されれば諦める」のが普通であると思っているであろうし、また(20)についても、「言う（表現する）ための言葉があるならば、その意味がわかるのが普通である」と考えているものと思われる。しかし、実際にはそのような考えに反した行動をとることが述べられていることから、上記のような si 譲歩条件構文には、si 条件構文のプロトタイプが有する、「一般的知識や社会通念と一致する」という特徴は見られないことが確認できよう。しかし、「前件が後件に対する十分条件をあらわす」という、si 条件構文のスキーマ的意味は保持されていると判断できる。したがって、si 譲歩条件構文は si 条件構文のカテゴリーにおける非プロトタイプと位置付けることができると考えられる。

以上、3.3では、si 条件構文のカテゴリーにおける si 譲歩条件構文の位置付けについて考察し、後者を前者の非プロトタイプとして位置付けられることを確認した。次節では、話者が si 譲歩条件構文を使用する意図について考察する。

4．si 譲歩条件構文を使用する意図

本節では、2.2.1で挙げた第 2 の問題点、すなわち、aunque 譲歩構文が使用可能な文脈においてなぜ si 譲歩条件構文が使用されるのかについて考察する。

9　日本語訳は「老嬢ドニャロシータまたは花言葉」『素晴らしい靴屋の女房：ロルカ名作戯曲選』（小海永二訳）竹内書店新社、1997。

既述したように、筆者は川口（2007）においてaunque譲歩構文とsi譲歩条件構文の相違として、前者では一般的知識から導かれる因果関係が何らかの要因によって成立しない例外的状況が示されるのに対し、後者では一般的知識とは関わりなく、接続詞siが有する条件並列の機能によって、想定されるいかなる状況においても帰結の事態が成立すること（＝後件の確定性）が示されていることを指摘した。ここからわかることは、両者に見られる大きな相違として、前提となる因果関係への言及の有無が挙げられることである。つまり、si譲歩条件構文を発話する際、話者は前提となる因果関係に言及していないのに対し、aunque譲歩構文を発話する際には言及しているということである。このことは、以下の文から確認できよう。

(21a) Cuando termina temprano el trabajo, Juan va al gimnasio. Pero hoy, aunque termine temprano el trabajo, no va a ir.
（仕事が早く終われば、フアンはスポーツジムに行く。しかし今日は早く終わってもスポーツジムには行かない）
(21b) *Cuando termina temprano el trabajo, Juan va al gimnasio. Pero hoy si termina temprano el trabajo, no va a ir.

これらの例では、(21a)ならばaunque譲歩構文、(21b)ならばsi譲歩条件構文が発話される直前に、前提となる因果関係、つまり「仕事が早く終わればフアンはスポーツジムに行く」を明示的に認めている。そのため、前提となる因果関係への言及を含まないsi譲歩条件構文を用いた(21b)は容認されないものと考えられる。

では、aunque譲歩構文を使用せず、あえて前提となる因果関係に対する言及のないsi譲歩条件構文を使用するのはなぜだろうか。本研究の考えでは、それはまさに、後件で述べられる事態が前提となる因果関係に対する例外的状況ではないことを示すためであると考える。具体的に以下の例で確認してみたい。

(22) Mis hijos se llevan bien con mi novio y lo quieren, deseo que me des un consejo para poder hablar con mis padres ya que si ellos no aceptan, yo me casaré de todos modos.
（息子達は、私の恋人とうまくやっていますし、彼を愛しています。両親に話せるように助言をいただきたいのです。なぜなら、もし両親が認めなくても、いずれにせよ私は彼と結婚しますから）
（http://limalimon.terra.com.mx/LuzLima/caso.asp?caso_id =979）

(23) (=(19))
Me encanta verte todas las mañanas y saludarte para que me hagas caso a mí. [⋯]
Si no me haces caso, seguiré intentando, [⋯]
（あなたが私のことを気にかけてくれるように、毎朝あなたに会い、挨拶するのが大好きです。[...]　私のことを無視しても、続けるでしょう）
（http://www.geocities.com/vampoetgrrll/pizarpoemas.htm）

上記の例においては、(22)では「両親が認めなければ結婚を断念する」、(23)では「私のことを無視するならば（挨拶を）やめる」といった関係が前提として読み取れるが、本研究では、このような発話状況において si 譲歩条件構文を使用することで、それぞれの後件であらわされる内容、つまり(22)であれば「結婚する」、(23)であれば「（挨拶を）続ける」が例外的状況でないことが示されていると考える。それによって(22)ならば話者の「結婚する」という意思の堅さ、(23)であれば相手に話を聞いてもらおうとする意志の堅さを示すという発話意図にもつながっているように思われる。

ちなみに、ここで日本語の条件構文と譲歩構文について考えてみたい。(22)、(23)を日本語に翻訳しようとすると、以下のようにテモ形式を使用するのが自然である。しかしながら、少し特殊な形式にはなるが、条件構文を使用することも可能であろう。

(22’) 彼らが認めなくても、いずれにせよ結婚するつもりです。
(22’’) 彼らが認めなかったら認めなかったで、いずれにせよ結婚するつもりです。
(23’) 君が私を無視しても、引き続き努力します。
(23’’) 君が私を無視するのなら、引き続き努力するまでです。
(23’’’) 君が私を無視したら無視したで、引き続き努力するまでです。

また、日本語の譲歩構文と条件構文について、次のような例についても考えてみたい。

(24)（銀行の窓口で、客と銀行員との会話）
客：印鑑を忘れてしまったのですが。
銀行員：印鑑は、なければ結構です。
銀行員’：印鑑は、なくても結構です。

(24)の例では、少し判断が揺れるところではあるが、客に対する銀行員の発話としては「なくても結構です」よりも「なければ結構です」の方が適切に感じられるのではないだろうか。この理由は、譲歩構文である「なくても結構です」を使用すると、前提となる因果関係に対する例外を示すことになり、「通常は印鑑がなければ困るのだが今回はなしで構わない」という意味合いになり、いわば「特別措置」であることを明示することになるため、客への対応としては失礼・または高圧的に聞こえるのではないかと考えられる。それに対し、条件構文である「なければ結構です」であれば、「印鑑がない」という状況から「結構である（＝問題がない）」という帰結が導かれるに留まり、特別措置であることは述べられないため、客に対する対応としては適切に感じられるのではないかと推測される[10]。このように、譲歩形式と条件形式の使い分けについては、日本語でも類似した現象が見られることがわかる。

これらの事実からわかることは、これまで日本で発表された、譲歩条件構文についての論考は、日本語に翻訳する際に順接条件形式を使用すると意味が通じず、テモ形式を使用しなければならないという点から出発しているものが多いが、譲歩条件構文は日本語でも条件形式を用いて表現することが可能な場合もあるということである。

以上、本節ではaunque譲歩構文が使用可能な文脈においてなぜsi譲歩条件構文が使用されるのかについて考察し、後件の事態が生じることが前提となる因果関係に対する例外的状況ではないことを明示するためであるという結論に至った。また同時に、この差異は日本語の譲歩形式と条件形式にもあてはまることから、従来の研究において指摘されてきたこととは反対に、スペイン語のsi譲歩条件構文を日本語の条件形式を用いて翻訳することも可能であることを指摘した。

5．「ここで待っていてもバスは来ませんよ」について：日本語だけが特殊なのか

本節では、2.2.1で挙げた3つめの問題点について扱う。すなわち、以下のような用例について、田中（2005）によって提示された疑問点である。

10　さらに(24)の用例においては、「結構です」の多義性が見られることも注目すべきであろう（福田嘉一郎氏との私信による）。「なければ結構です」における「結構です」は「必要ない」という意味に解釈されるのに対し、「なくても結構です」の場合には「なしでよい」という意味に解釈されるように思われる。このような多義性も、条件形式と譲歩形式の使い分けと関係する可能性があるが、詳細については今後の課題としたい。

(25a(=13a)) ここで待っていてもバスは来ませんよ。あちらでお待ちにならないと。

(25b(=13b)) If you wait here, the bus won't pick you up. But if you wait at that other bus stop over there, it will.

（この状況においては、# Even if you wait here, the bus won't pick you up.）

（藤井 2002: 266）

上記の例では、日本語の(25a)では譲歩形式であるテモが使用されるのに対し、英語では条件形式の if が使用されるのが普通であり、田中（2005）の調査から、この状況において even if を使用するとポライトネスが下がるという議論であった。これはスペイン語でも同じであることは既に述べた通りである。さらにこの種の用例について田中は、「筆者の調査だけでも、英語以外にフランス語、トルコ語、中国語、韓国語なども英語と同じ使用である。いわば日本語が特異な性質を持っていると考えてもよいことになる。このようなことがあるであろうか（田中 2005: 31）」という疑問を提示していた。

この議論を踏まえた上で改めて考えてみると、上記(25a)の用例は文法的には問題はないが、ややポライトネスの低い表現、つまり失礼な表現に聞こえるのではないだろうか。これを確認するため、筆者は日本語母語話者[11]にアンケートを実施した。アンケートの質問は以下の 2 つである。

質問 1

日曜日にあなたが道を歩いていると、バス停でバスを待っている人がいました。しかし、日曜日はそのバス停にはバスは止まらず、少し離れたバス停に行かないとバスには乗れません。あなたはそれをその人に教えてあげたいとします。その際、あなたなら次のように言いますか（または、そのように言うことに問題はないと思いますか）？

「あの、すみません。ここでお待ちになってもバスは来ませんよ」[12]

言う　言わない（〇をつけてください）

11　関西地方在住の大学生を対象にした。

12　藤井は「ここで待っていてもバスは来ませんよ」という文を用いていたが、ポライトネスの観点から考えると、初対面の相手に対して「待って」という表現を用いること自体がやや失礼に感じられる可能性があるため、ポライトネスの低下に影響する原因がテモ形式の使用にあるのか否かを明確にするため、アンケートでは「お待ちになっても」という形式に変更した。

質問 2
（前の質問で「言わない」を選んだ人のみ）
なぜ言わないのか、またはなぜそのように言うことに問題があるのか、わかる範囲で良いので説明してください。

このアンケートの結果、回答者69名のうち、質問 1 に「言う」と答えた回答者は23名であったのに対し、「言わない」と答えた回答者は46名という大きな差が出た。そして、質問 2 の「言わない理由」については、以下のような回答があった。

「バスの来ないバス停で待っている相手をあげつらっているみたい」
「相手の『ここで待つ』という行為の意味を否定する発言だから控えるべき？」
「口調が、少しだけどバカにしてるっぽい」
「ちょっと、失礼」
「相手をバカにしているように聞こえる（そんなことも知らんのかコイツ、と言われているように聞こえる）」
「『～してもダメだ』という言い方は、その人に間違いという事実を押しつけているように思える」
「少し感じの悪い言い方」
「皮肉に聞こえる。偉そう」
「少し悪い言い方な気がするから。相手が気を悪くしそう」

回答者から得られたこれらのコメントは、田中（2005）において英語の用例について指摘された、「相手の間違いを暗示するのでポライトネスが下がる」という点と類似していることは明らかである。この結果から、(25)の状況において譲歩形式を使用した場合、日本語においてもややポライトネスの度合いが下がると感じる話者が多いことがわかる。以上を考慮して田中（2005）の疑問に答えるならば、当該の例に関して日本語が特異な性質を有するということはなく、むしろ英語やスペイン語と共通した性質を持っているものと判断できよう。

この問題が起こった原因としては、藤井（2002）において、ポライトネスの低い日本語の例(25a)に対して、ポライトネスの高い(25b)の英訳があてられたことであろう。では、同じ状況において、日本語でポライトネスの高い表現とはどのようなものであろうか。上記アンケートの回答者に、「自分ならどのよ

うに言うか」を尋ねたところ、まず先に、「相手がバスを待っているのか否かを確認する」という回答者が何名か見られた。ここでは 2 つの回答を紹介する。

「バスを待ってるんですか､そうだとしたらそこはバス停ではないですよ」
「もしかしてバスを待ってますか？　そうやったら、ここはバス停じゃないんで、別の場所に行った方がいいですよ」

これら 2 例では、先に相手がバスを待っているのか否かを尋ねているが、注目すべき点は、確認の後に「そうだとしたら」、「そうやったら」という条件形式があらわれている点である。このことから、当該の文脈において、英語やスペイン語とはややタイプが異なるものの、条件形式を使用することも可能であると考えられる。

以上、本節では田中（2005）で提示された疑問について、日本語だけが特異な性質を持っているわけではなく、むしろ英語やスペイン語に類似した性質を持っており、さらに同じ文脈において日本語でも条件形式を使用することが可能であることを指摘した。

6．おわりに

本研究では、現代スペイン語の si によってあらわされる譲歩条件構文について扱い、第一に si 条件構文のカテゴリーにおける位置づけについて考察した。まず、si 条件構文のスキーマ的意味を「前件が後件に対する十分条件をあらわす」と規定し、さらに si 条件構文のプロトタイプを「前件が後件に対する十分条件をあらわし、かつその十分条件関係が一般的知識や社会通念と一致するもの」と規定した。その後、si 譲歩条件構文では、si 条件構文のスキーマ的意味は保持されているものの、その十分条件関係が一般的知識や社会通念と一致しないことから、同構文は si 条件構文の非プロトタイプと位置づけることが可能であることを見た。

第二に、aunque 譲歩構文が使用可能な文脈で si 譲歩条件構文が使用される意図は何かという点について考察し、前件であらわされた内容から後件であらわされた内容が生じることが、例外的な状況ではないことを示すためであることを指摘した。同時に、これまでに日本で発表された英語やフランス語の譲歩条件構文に関する研究は、日本語に訳す際にテモ形式を使用しなければならないという点から出発しているが、条件形式を使用して翻訳することも可能であることを指摘した。

最後に、藤井（2002）で挙げられた「ここで待っていてもバスは来ませんよ」

という用例について田中（2005）で提示された疑問、すなわち、日本語だけが特異な性質を持っているのか否かという点について扱い、日本語母語話者へのアンケート調査を通して、日本語だけが特異な性質を有することはなく、むしろ英語やスペイン語と類似していることを指摘した。さらに、同様の文脈において日本語において条件形式を使用することも可能であることを見た。本研究で扱った、si 条件構文における si 譲歩条件構文の位置づけや、si 譲歩条件構文が使用される意図について、さらなる議論の余地もあると思われるが、これらは今後の課題としたいと思う。

参考文献

Bosque, Ignacio y Violeta Demonte (directores) (1999) *Gramática descriptiva de la lengua española*, vol.3. Madrid: Espasa-Calpe.

Flamenco García, Luis (1999) “Las construcciones concesivas y adversativas”, en Bosque y Demonte (1999), cap.59, pp.3805-3878.［要約：福嶌教隆（2006）「譲歩構文と逆接構文」『スペイン語記述文法　章別和文要約 3 』、pp.145-155　関西スペイン語学研究会］。

Galán Rodríguez, Carmen (1999) “La subordinación causal y final”, en Bosque y Demonte (1999), cap.56, pp.3597-3642.［要約：川口正通（2008）「原因と目的の従属」『スペイン語記述文法　章別和文要約 4 』、pp.166-178　関西スペイン語学研究会］。

König, Ekkehard and Peter Siemund (2000) “Causal and concessive clauses: Formal and semantic relations”, in Couper-Kuhlen, Elizabeth and Kortmann, Bernd (eds.), *Cause-Conditon-Concession-Contrast Cognitive and Discourse Perspectives*. Berlin: Mouton de Gruyter, pp.341-360.

Montolío, Estrella (1999) “Las construcciones condicionales”, en Bosque y Demonte (1999), cap.57, pp.3643-3738.［要約：和佐敦子（2006）「条件構文」『スペイン語記述文法　章別和文要約 3 』、pp.114-144　関西スペイン語学研究会］

Real Academia Española (1973) *Esbozo de una nueva gramática de la lengua española*, Madrid: Espasa-Calpe.

Real Academia Española y Asociación de Academias de la Lengua Española (2009) *Nueva gramática de la lengua española*, Madrid: Espasa Libros.

Van der Auwera, Johan (1986) “Conditionals and speech acts”, in Traugott, E. C., A. Meulen, J. S. Reilly and C. A. Ferguson (eds.), *On Conditionals*. Cambridge: Cambridge University Press, pp.197-214.

川口正通（2007）「si によって表される譲歩条件文 ―aunque 譲歩文との対比から―」*Hispánica*、51、pp.39-59、日本イスパニヤ学会。
川口正通（2012）「現代スペイン語における譲歩表現の研究 ―構文文法の観点から―」、大阪大学博士論文。
古石篤子（2005）「愛のトポス ―接続詞 si の多義性について―」『フランス語学研究の現在 ―木下教授喜寿記念論文集―』、pp.111-134、白水社。
田中廣明（1998）『語法と語用論の接点』東京：開拓社。
田中廣明（2005）「（even）if 再考 ―譲歩か条件か―」,『研究論集』、82、pp.19-34、関西外国語大学。
野内良三（2003）『実践ロジカル・シンキング入門 ―日本語論理トレーニング』東京：大修館書店。
藤井聖子（2002）「所謂『逆条件』のカテゴリー化をめぐって　日本語と英語の対比から」、生越直樹（編）『シリーズ言語科学 4　対照言語学』、pp.249-280、東京大学出版会。
益岡隆志（1993）「日本語の条件表現について」、益岡隆志（編）『日本語の条件表現』、pp.1-20、くろしお出版。